平成１７年（排）第６号

排　除　命　令　書

宮城県東松島市大曲字下台１２８番地２５
有限会社ビッグイレブン
同代表者　代表取締役　岡田　淳子

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　有限会社ビッグイレブンは，平成１７年１月２９日から翌３０日までを期間として宮崎県小林市所在の小林市みどり会館において実施した催事販売で販売した衣料品，日用雑貨品，電気製品等３４品目の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，同月２８日に同市及びその周辺地域で配布した新聞折り込みチラシにおいて，「倒産処分市」等と記載した上で，実際の販売価格に比し著しく高い価格を「メーカー希望小売価格」として表示し，これを比較対照価格として実際の販売価格に併記していたが，この比較対照価格は，当該商品の製造業者が設定したものではなく，有限会社ビッグイレブンが独自に設定した価格であり，これを比較対照価格として用いた価格表示は，当該商品の販売価格について，実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　有限会社ビッグイレブンは，今後，衣料品，日用雑貨品，電気製品等の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

３　有限会社ビッグイレブンは，今後，衣料品，日用雑貨品，電気製品等の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行

うことにより，販売価格について実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　有限会社ビッグイレブンは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　有限会社ビッグイレブン（以下「ビッグイレブン」という。）は，肩書地に本店を置き，衣料品，日用雑貨品，電気製品等の小売業を営む事業者である。

2　ビッグイレブンは，平成１４年９月ころ以降，全国各地において，短期間借り上げた会場内で一般消費者を対象に衣料品，日用雑貨品，電気製品等を販売する，いわゆる催事販売を実施するに当たり，当該催事販売に関するチラシをその会場周辺の新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み，当該新聞の購読者である一般消費者に配布している。

3　ビッグイレブンは，平成１７年１月２９日から翌３０日までを期間として宮崎県小林市所在の小林市みどり会館において催事販売を実施するに当たり，同月２８日に当該催事販売に関するチラシ（別添写し）約１万枚を，同市及びその周辺地域の新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み，当該新聞の購読者である一般消費者に配布し，当該チラシにおいて，上段に「一流メーカー・一流問屋の倒産品」，「倒産処分市」と大きく記載し，「㊙印はメーカー希望小売価格。」と記載の上，別表記載の衣料品，日用雑貨品，電気製品等３４品目について，例えば，「メンズ＆レディース　カシミヤ１００％高級セーター各種　サイズ／各種　㊙３８，０００円　税込ズバリ１，９９８円均一」等と，実際の販売価格に比し著しく高い価格を「メーカー希望小売価格」として表示し，これを比較対照価格として実際の販売価格に併記していたが，この「メーカー希望小売価格」と称する価格は，当該商品の製造業者が設定したものではなく，ビッグイレブンが独自に設定した価格であって，実際の販売価格が著しく安いかのように表示していたものである。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ビッグイレブンは，催事販売において販売する衣料品，日用雑貨品，電気製品等３４品目の価格について，実際のものよりも取引の相手方に著

しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１７年８月２日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄